

九州分析化学会賞表彰規定

【規定】

- 第1条 日本分析化学会九州支部に九州分析化学会賞（以下本賞という）を設ける。原則として九州在住もしくは九州の研究教育機関・企業等に在籍し、かつ、日本分析化学会の正会員にして、分析化学に関する研究、教育及び九州支部の運営において功績が顕著であり、九州の分析化学の発展に多大なる貢献をした者で、受賞の年の1月1日現在、原則として20年間以上引き続き本会会員であり、満65歳以下の者にこれを贈呈する。但し、日本分析化学会賞、日本分析化学会有効賞、日本分析化学会功労賞及び日本分析化学会技術功績賞受賞者は受賞できない。
- 第2条 本賞の贈呈は、毎年3件以内とする。
- 第3条 本賞は、賞状、賞牌及び副賞とし、九州支部幹事会において贈呈する。
- 第4条 本賞を受けた者は、九州支部幹事会にて九州分析化学会賞受賞講演を行う。
- 第5条 支部長は、常任幹事及び幹事に推薦を依頼する。また九州分析化学会賞推薦委員会を設ける。
- 第6条 九州に在住する日本分析化学会の正会員は、九州分析化学会賞推薦委員会に4月末日までに候補者を推薦することができる。

九州分析化学会賞の趣旨並びに選考方法

【趣旨】

九州における分析化学の発展に多大な貢献をなした者に本賞を贈呈する。

【選考方法】

1. 選考委員会は委員8名以内をもって組織し、支部長が委員の人選を行い委嘱する。この際、支部長は選考委員の専門、年齢、地域等に偏りが生じないように配慮する。なお、候補者並びに推薦者の研究室の者に選考委員を委嘱することはできない。
2. 選考委員の任期は原則として2年とする。
3. 選考委員の研究室から候補者が出た場合、その時点で選考委員を辞退しなければならない。
4. 選考委員は、九州分析化学奨励賞の選考委員を兼ねることとする。
5. 選考委員の互選により委員長を決定する。支部長はこの選出に当たって司会をつとめ、決定後退席する。
6. 選考委員会は委員現在数の2/3以上の出席がなければ開くことができない。しかし、委員はあらかじめ通知された事項については書面をもって決議に加わることができる。
7. 推薦者はA4 1枚の推薦書（指定用紙）、被推薦者の業績目録、被推薦者本人による業績内容の説明文（研究について図表等を含めA4 4枚程度、教育・支部運営についてA4 1枚程度、英文も可）の正本1部、写し9部（計10部）を4月末日までに支部長に送付する。
8. 審査は書類審査とする。
9. 支部長は選考委員会より報告された選考結果を第一回常任幹事会に諮り、承認を得て受賞者を決定する。なお、この決定をもって最終決定とする。
10. 支部長は推薦者及び被推薦者本人に最終結果を通知する。

九州分析化学会賞に関する覚書

1. 九州分析化学会賞の英語表記は Kyushu Analytical Chemistry Award とする。
2. 表彰、受賞講演会に受賞者が出席する際の旅費は支部費をもってあてる。
3. 九州分析化学会賞表彰規定の改廃は支部幹事会の議を経て行う。

附記

平成 17 年 2 月 12 日 施行。

平成 17 年 11 月 10 日 本規定の一部を改定。

平成 24 年 10 月 25 日 本規定の一部を改定。